

陳情第 5 0 号		受理年月日	令和 7 年 8 月 6 日
付託委員会		建設建築委員会	
件名	特定の私道脇の側溝は市が管理していただくことを求める陳情について		
要 旨 私の家族が西鉄バス停花尾西登山口の近くに住んでから、およそ 50 年が経過した。我が家は市道(バス道路)と T 字に接する私道に挟まれた角にある。その間この私道は当時、生活道路と呼ばれるようになった。 私道脇の側溝は、それに接した居住者の所有物とされ、居住者が維持管理等をすると聞いている。だが、私道であっても大型の自動車を通るし、大型の自動車が側溝脇に駐停車を繰り返す等して、側溝が経年変化のみでは考えられないほど激しく損傷している場所がある。 特に、陳情者の西側に接する私道は、地域の私道の中でも幅員が広く、また、バス道路と接続している。それゆえ、住み始めてから今日までの間、市道の複数回の舗装工事、花尾浄水場からの配水管敷設工事、污水管敷設工事、減圧弁の点検補修工事等のため、私宅の側溝脇に大型の工事車両等々が数十回となく停車した。側溝の劣化はそれが大きな原因ではないかと思う。 上述のことから、私道の側溝維持管理等は側溝に接した居住者の責任と考えるのは公平ではなく、市の配慮が欠けていると思う。なぜならば、私道であっても、他者の車両等を通過させないとか停車させない等と言うことはできないからである。最近は乗用車も大型化し、宅配冷凍車やコープの車、電柱工事車や諸々の電線工事車、道路脇の樹木剪定車等々大型の車両が益々増加傾向にあり、道路や側溝に与える影響も大きくなっている。 ついては、特定の私道脇の側溝は市も責任に関与し、市によって側溝維持管理をすることを求める。			